

新曽青少年の広場の新設について（令和2年4月1日～）

令和元年度第5回児童福祉審議会
【資料】
その他「新曽青少年の広場の新設について」

現状

- ①「本町青少年の広場」（本町5-1）
- ②「中町青少年の広場」（中町2-9-10）

「新曽青少年の広場」の新設

③「新曽青少年の広場」（新曽766）

新曽中央地区のまちづくり用地を、まちづくり推進課で青少年の広場として施設整備し、児童青少年課に移管し、令和2年4月1日付で開設する。



■案内図



■平面図

